

作成日：令和2年4月8日

最終更新日：令和2年5月7日

※最終更新箇所は赤字

新型コロナウイルス感染症に対応した国・都の支援策

新型コロナウイルス感染症により、大島支庁管内で事業活動をしている事業主様や働いている方にも影響が出ているかと存じます。

国や都において、様々な支援策が講じておりますので、積極的にご活用ください。

支援の内容や要件は、それぞれのリンク先にてご確認ください。

1. 注目の支援策（令和2年5月7日時点）

（1）特別定額給付金（仮称）（総務省 HP をもとに作成）

➤ 概要

感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うものです。

➤ 給付額

給付対象者1人につき10万円

➤ 実施主体

市区町村

➤ その他詳細

総務省 HP をご覧ください

https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/gyoumukanri_sonota/covid-19/kyufukin.html

※ポータルサイトが開設されました

→<https://kyufukin.soumu.go.jp/ja-JP/index.html>

（2）持続化給付金（経済産業省 HP をもとに作成）→申請受付中

➤ 概要

感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業全般に広く使える給付金を支給するものです。

➤ 給付額

法人は200万円、個人事業者は100万円

※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とします。

➤ 給付対象

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年同月比で50%以上減少している者
- ・資本金10億円以上の大企業を除き、中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者を広く対象とします

- ・また、医療法人、農業法人、NPO 法人、社会福祉法人など、会社以外の法人についても幅広く対象となります

➤ 申請要領

- ・中小法人等向け

https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/kyufukin_chusho.pdf

- ・個人事業者等向け

https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/kyufukin_kojin.pdf

➤ その他詳細

経済産業省 HP をご覧ください

<https://www.meti.go.jp/covid-19/jizokuka-kyufukin.html>

→申請手続きは、こちらをご覧ください

<https://www.jizokuka-kyufu.jp/>

(3) 感染拡大防止協力金（都産業労働局 HP をもとに作成）→申請受付中

➤ 概要

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、都の要請や協力依頼に応じて、施設の使用停止に全面的に協力いただける中小の事業者に対し、協力金を支給するものです。

※この協力金は、令和2年4月補正予算が東京都議会で可決された場合に実施するものとします。

➤ 受付期間

令和2年4月22日（水）から令和2年6月15日（月）まで

➤ 給付額

50万円（2店舗以上有する事業者は100万円）

➤ 給付対象（次の4つの条件を全て満たす方）

①東京都内に主たる事業所又は従たる事業所を有し、かつ中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業及び個人事業主で、大企業が実質的に経営に参画していない方が対象です。

②緊急事態措置を実施する前（令和2年4月10日以前）から、次のいずれかの対象施設に関して必要な許認可等を取得の上、運営している方が対象です。

・「基本的に休止を要請する施設」に属し、休止を要請されている施設

・「施設の種別によっては休業を要請する施設」に属し、休止を要請されている施設

・「社会生活を維持するうえで必要な施設」の内、「食事提供施設」に属し、営業時間短縮の協力を要請されている施設

※対象施設一覧（東京都総務局 HP）

<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/1007617/1007679.html>

③緊急事態措置の全ての期間（令和2年4月11日から令和2年5月6日まで）の内、少なくとも令和2年4月16日から令和2年5月6日までの全ての期間において、東京都の要請に応じ、休業等を行うことが必要です。

※申請書には、4月16日から5月6日までの期間について休業等の状況を記載していただ

きます。

- ④申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が東京都暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団関係者に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないことが必要です。

また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団関係者が、申請事業者の経営に事実上参画していないことが必要です。

➤ その他詳細

都の特設サイトをご覧ください

<https://www.tokyo-kyugyo.com/>

※申請受付要綱については、こちらでも確認できます。

→<https://www.soumu.metro.tokyo.lg.jp/11osima/window/kyugyoyoukou.pdf>

- (4) 東京都理美容事業者の自主休業に係る給付金（都産業労働局 HP をもとに作成） → 申請受付中

➤ 概要

新型コロナウイルス感染症の感染リスクを「いのちを守る STAY HOME 週間」において、徹底的に低減するため、自主的に休業する理美容事業者に対し、給付金を支給するものです。

➤ 給付額

15万円（2店舗以上有する事業者は30万円）

➤ 給付対象（次の4つの条件を全て満たす方）

- ①東京都内に主たる事業所又は従たる事業所を有し、かつ中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業及び個人事業主で、大企業が実質的に経営に参画していない方が対象です。

- ②令和2年4月29日以前から、理容所及び美容所に関して必要な許認可等を取得の上、営業している方が対象です。

- ③ 令和2年4月30日から令和2年5月6日までの全ての期間において、自主的な休業を行うことが必要です。

- ④申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が東京都暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団関係者に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないことが必要です。

また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団関係者が、申請事業者の経営に事実上参画していないことが必要です。

➤ その他詳細

都の特設サイトをご覧ください

<https://www.tokyo-kyugyo.com/ribiyo/index.html>

※申請受付要綱については、こちらでも確認できます。

→<https://www.soumu.metro.tokyo.lg.jp/11osima/window/ribiyo.pdf>

2. 国・都の支援策

1の支援策も含め、様々な支援策を講じております。

(1) 国の支援策

省庁	内容及びリンク先
全体	○経済産業省 HP にて、省庁横断でパンフレット形式にて紹介されております https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf
総務省	○特別定額給付金（仮称）（給付対象者 1 人につき 10 万円）が紹介されております https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/gyoumukanri_sonota/covid-19/kyufukin.html
経済産業省	○資金繰り支援（融資・貸付等）や補助事業等が HP で紹介されております 持続化給付金（法人は最大 200 万円、個人事業者は最大 100 万円）も紹介されて おります https://www.meti.go.jp/covid-19/ →申請手続きは、こちらをご覧ください https://www.jizokuka-kyufu.jp/ ○業種別で支援策がまとめられております。 ・飲食業向け https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/01_inshoku_flyer.pdf ・製造業向け https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/02_seizou_flyer.pdf ・卸売業向け https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/03_oroshi_flyer.pdf ・小売業向け https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/04_kouri_flyer.pdf ・宿泊業向け https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/05_shukuhaku_flyer.pdf ・旅客運輸業向け https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/06_ryokaku_flyer.pdf ・貨物運輸業向け https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/07_kamotsu_flyer.pdf ・医療関係向け https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/09_iryuu_flyer.pdf
厚生労働省	○助成金や社会保険料等の猶予制度が HP で紹介されております リンク先から、「働く方と経営者の皆様へ」をクリックしてください https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html ○雇用調整助成金（雇用の維持を図るための休業手当に要した費用を助成する制

	<p>度)については、特例措置が拡充(助成率の拡大等)されております</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/content/000620879.pdf</p> <p>○住宅確保給付金の対象者が拡充されております(住居を失うおそれが生じている方への支援)</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/content/000623082.pdf</p> <p>○生活にお困りの場合の相談窓口が紹介されております</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/content/000618136.pdf</p> <p>○リーフレット形式にもなっております</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主様向け <p>https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000612981.pdf</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人向け(リンク先が変わりました) <p>https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000622924.pdf</p>
農林水産省	<p>○食品事業者向けの支援が紹介されております</p> <p>https://www.maff.go.jp/j/shokusan/saigai_r2-march.html</p>
観光庁	<p>○ホテルや旅館などの宿泊事業者向けの支援が紹介されております</p> <p>https://www.mlit.go.jp/kankocho/page01_000627.html</p>
国税庁	<p>○国税の猶予制度</p> <p>https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan.htm</p> <p>○酒税の猶予制度</p> <p>https://www.nta.go.jp/taxes/sake/kansensho/index.htm</p> <p>○FAQ形式でまとめられたものもあります</p> <p>https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/pdf/faq.pdf</p>

(2) 都の支援策

局	内容及びリンク先
政策企画局	<p>○都の支援策がまとめられております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者向け <p>https://www.seisakukikaku.metro.tokyo.lg.jp/information/corona-support-corporation.html</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人向け <p>https://www.seisakukikaku.metro.tokyo.lg.jp/information/corona-support-individual.html</p>
産業労働局	<p>○感染拡大防止協力金 50 万円(2店舗以上有する事業者は 100 万円)が紹介されております</p> <p>https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/attention/2020/0415_13288.html</p> <p>→申請手続きについては、こちらをご覧ください</p> <p>https://www.tokyo-kyugyo.com/</p>

	<p>○東京都理美容事業者の自主休業に係る給付金（15万円（2店舗以上有する事業者は30万円））が紹介されております</p> <p>https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/hodohappyo/press/2020/04/29/01.html</p> <p>→申請手続きについては、こちらをご覧ください</p> <p>https://www.tokyo-kyugyo.com/ribiyo/index.html</p> <p>○資金繰り支援や補助事業等がHPで紹介されております</p> <p>https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/attention/2020/0305_13201.html</p> <p>○チラシ形式でも紹介されております</p> <p>https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/204c0b024b0f7bea839d1b3e7c18f404.pdf</p>
主税局	<p>○納税の猶予制度などがHPで紹介されております</p> <p>https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/new_virus.html</p>
公益財団法人 東京都 中小企業 振興公社	<p>○飲食店が新たなサービスとして「テイクアウト」、「宅配」、「移動販売」を始める場合、その経費の一部が助成されます（業態転換支援）</p> <p>https://www.tokyo-kosha.or.jp/support/josei/jigyo/conversion.html</p>

※内容は現時点で大島支庁にてHP検索し、把握しているものを記載しております。

※随時更新していきます。